

いわき市農業委員会第12回総会議事録

会長 蛭田元起は、令和7年4月21日(月曜日)午後1時30分、いわき市農業委員会総会を
いわき市役所東分庁舎5階会議室にて開催した。

1 出席者(計34名)

(1) 農業委員(22名)

1 鈴木 幸夫		21 大竹 公治
2 鈴木 義直	12 鈴木 忠光	
3 遠藤 重和	13 岡村 泰典	23 油座 盛明
4 木幡 仁一	14 佐川 良平	24 藁谷 昭夫
5 蛭田 元起	15 菅野 綾	
6 志賀 幸	16 木村 義昭	
7 田子 耕一	17 新妻 吉人	
8 古市 邦男	18 松崎 正信	
9 四家 誠	19 生田目 祥明	
10 中根 まり子	20 石井 英毅	

(2) 事務局(12名)

事務局長	鈴木 一徳
事務局参事兼次長	中村 祐一
農政振興係長	佐藤 公威
農地調査係長	鯨岡 孝行
農地審査係長	蛭田 祥久
農政振興係 主査	渡邊 裕一郎
農地調査係 主査	鈴木 昌則
農地調査係 主査	坂本 祐輔
農地調査係 事務主任	阿部 里美
農地審査係 主査	櫛田 秀則
農地審査係 主事	千葉 風摩
農政振興係 主査(書記)	鹿内 竜也

2 欠席者

11 平田 敬一	22 飯高 敬一
----------	----------

3 会議の概要(注：個人情報に係る箇所を除く)

事務局
(中村次長)

それでは、議事に入ります。
議事の進行は、いわき市農業委員会総会会議規則第6条第1項の規定により、会長が議長となり進行することとなります。
蛭田会長、よろしくお願いいたします。

議長
(蛭田会長)

それでは、議長を務めさせていただきます。
円滑な議事進行に努めて参りたいと思いますので、皆様方のご協力をお願いいたします。

まず、本日の通告欠席ですが、議席番号11番 平田敬一委員、議席番号22番 飯高敬一委員となります。

現在、委員24名中22名が出席しており、これは、農業委員会等に関する法律第27条第3項に規定する総会開会に必要な過半数を超えております。

本日の総会が成立することをご報告いたします。

次に、いわき市農業委員会総会会議規則第7条の規定により、開会・閉会は議長が宣告することになっておりますので、宣告いたします。

只今より、いわき市農業委員会12回総会を開会いたします。

次に、議事録署名人の指名ですが、いわき市農業委員会総会会議規則第24条第2項の規定により、議長が指名いたします。

議席番号7番 田子耕一委員、議席番号8番 古市邦男委員、以上2名の委員をお願いいたします。

また、書記は事務局をお願いいたします。

なお、議事録については、平成21年1月23日付け農林水産省経営局長通知により、「農業委員会は、総会等の終了後速やかに、市町村個人情報保護条例等に留意の上、その審議過程の全てを要約することなく詳細に記した議事録を作成し、これを縦覧に供すること」とされております。

これにより、本総会の議事録作成については、委員個人名と発言内容の全てを記載する「全文記録方式」といたします。

また、作成した議事録については、いわき市の公式ホームページにおいても、公表することになっておりますことを申し添えます。

次に、会務報告に入ります。

今月の報告は、令和7年3月分となります。

議案書2ページに記載のとおりですので、各自ご確認下さい。

これより議事に入りますが、先に留意事項について申し上げます。

総会資料には、個人情報が含まれており、非常勤の特別職公務員である農業委員には、守秘義務が課せられていることから、その取り扱いについては、十分ご注意願います。

次に、議案・報告案件において、取下げ・追案等があるかどうか、事務局の説明を求めます。

事務局
(佐藤係長)

特に、取下げ・追案等はありません。

議長
(蛭田会長)

それでは、議事に入ります。

農業委員会等に関する法律第31条、議事参与の制限により、農業委員会の委員は、自己又は同居の親族、若しくは、その配偶者に関する事項については、その議事に参与することが出来ないこととされております。

本日、議案第4号「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画(案)に対する意見について」において、議席番号24番 藁谷昭夫委員が該当しております。

藁谷委員には、当該審議の際に一時退出をお願いします。

その他該当する方がいれば、議案審議の際に申し出て下さい。

それでは、議案第1号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」、事務局の説明を求めます。

事務局
(蛭田係長)

議案書の3ページをお開き願います。

【議案第1号を朗読し、審議事項を説明】

なお、詳細については、担当者が説明いたします。

事務局
(千葉主事)

説明に入ります前に、資料の訂正がございます。

議案説明書2ページをお開き下さい。

番号1番について、売買契約の内容を再検討するため、申請人より取願出書が提出されましたので、削除願います。

また、この取下により、2ページ下部の合計面積が変更となります。

田「13,666㎡」を「13,418㎡」へ、合計「23,721㎡」を「23,473㎡」へそれぞれ訂正願います。

改めまして、議案説明書の1ページをお開き下さい。

議案第1号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」、ご説明いたします。

議案説明書の2ページをご覧になりながらお聞き下さい。

併せて地図につきましては、別紙現地調査位置図をご覧下さい。

番号2番につきましては、売買による所有権の移転、番号3番から番号6番につきましては、賃貸借による賃借権の設定、番号7番については、贈与による所有権の移転です。

なお、番号3番から番号5番につきましては、新規就農案件となっております。譲受人は、すべて同一となっております。

譲受人は、祖父の農作業を手伝いながら知識を習得し、農業にやりがいを感じたことから、新規就農するにあたり、自宅近くの農地を借りることとなりました。

農機具については、トラクター、管理機を一台ずつ所有しており、今後、管理機と動力噴霧器を導入予定となっております。

権利取得後は、ネギ、とうもろこしを作付けする予定となっております。

以上が、今月の農地法第3条許可申請案件となります。

今月の3条申請面積につきましては、田13,418㎡、畑10,055㎡、合計23,473㎡となります。

事務局 (千葉主事)	説明は、以上です。
議長 (蛭田会長)	只今、議案第1号について、事務局より説明がありました。 ここで、現地調査時の意見の報告を、担当委員よりお願いいたします。
13番 岡村委員	番号2番から番号6番の案件につきましては、現地を調査した結果、特 段、問題はありませんでした。 報告は、以上です。
議長 (蛭田会長)	続いて、事務局よりお願いいたします。
事務局 (千葉主事)	番号7番について、事務局で現地を確認したところ、特段、問題はござい ませんでした。 報告は、以上です。
議長 (蛭田会長)	只今の報告では、特に問題ないと判断されるとのことでした。 これについて、委員の皆様から、何かご意見・ご質問はございますか。 【意見・質問なし】 ご質問がないようですので、お諮りいたします。 議案第1号について、原案のとおり可決することに、ご異議ございませ んか。 【「異議なし」の声あり】 ご異議なしと認め、議案第1号「農地法第3条第1項の規定による許可 申請について」は、原案のとおり可決いたします。 次に、議案第2号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」、 事務局の説明を求めます。
事務局 (蛭田係長)	議案書の4ページをお開き願います。 【議案第2号を朗読し、審議事項を説明】 なお、詳細については、担当者が説明いたします。
事務局 (榎田主査)	議案説明書の5ページをお開き願います。 議案第2号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」、ご説 明いたします。 議案説明書の6ページをお開き願います。 配付しております「現地調査位置図」及び「許可申請に係る意見及び決定 理由書」をご覧になりながら、お聞き下さるようお願いいたします。 なお、「現地調査位置図」は6ページから、「意見及び決定理由書」は、右 下の欄に記載しております受付番号4001番からとなります。 ご準備よろしいでしょうか。

事務局 (櫛田主査)	<p>それでは、申請土地の表示、登記地目、転用面積、転用目的の順で申し上げます。</p> <p>番号1番、小川町下小川、畑1,924.93㎡、きのこ栽培敷地。 番号2番、遠野町根岸、田1,072.00㎡、農地改良(一時転用)。 以上2件について、申請内容を精査した結果、農地転用許可基準である「立地基準」及び「一般基準」を満たしております。 説明は、以上です。</p>
議長 (蛭田会長)	<p>只今、議案第2号について、事務局より説明がありました。 ここで、現地調査時の意見の報告を、担当委員よりお願いいたします。</p>
17番 新妻(吉) 委員	<p>番号1番について、現地を調査した結果、特段、問題はありませんでした。 報告は、以上です。</p>
議長 (蛭田会長)	<p>続いて、事務局よりお願いいたします。</p>
事務局 (櫛田主査)	<p>番号2番について、一時転用案件であることから、事務局で現地を調査した結果、特段、問題はありませんでした。 報告は、以上です。</p>
議長 (蛭田会長)	<p>只今の報告では、特に問題ないと判断されるとのことでした。 これについて、委員の皆様から、何かご意見・ご質問はございますか。</p>
4番 木幡委員	<p>番号1番について、お伺いいたします。 現地調査位置図7ページに、具体的な利用計画図が載っておりますが、既存パイプハウスとあります。 これは、既に建っているものということでしょうか。 計画面積のうち、パイプハウスとして243㎡を使用するとされておりますが、図上では「既存」となっております。 その点について、確認させて下さい。</p>
事務局 (櫛田主査)	<p>パイプハウスは、既に存在しております。 農業用のため、これまで許可不要にて使用しておりましたが、今般、キノコ栽培するにあたり、既存パイプハウス内部をコンクリート敷きにする計画となっております。</p>
4番 木幡委員	<p>わかりました。 ありがとうございました。</p>

議長
(蛭田会長)

そのほか、委員の皆様から、何かご意見・ご質問はございますか。

【意見・質問なし】

ご質問がないようですので、お諮りいたします。

議案第2号について、原案のとおり可決することに、ご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

ご異議なしと認め、議案第2号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」は、原案のとおり可決いたします。

次に、議案第3号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」、事務局の説明を求めます。

事務局
(蛭田係長)

議案書の5ページをお開き願います。

【議案第3号を朗読し、審議事項を説明】

なお、詳細については、担当者が説明いたします。

事務局
(榎田主査)

議案第3号については、浅川が説明する予定でしたが、現在窓口対応のため、代わって榎田が説明いたします。

議案説明書の7ページをお開き願います。

議案第3号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」、ご説明いたします。

議案説明書の8ページをお開き願います。

配付しております「現地調査位置図」及び「許可申請に係る意見及び決定理由書」をご覧になりながら、お聞き下さるようお願いいたします。

なお、「現地調査位置図」は10ページから、「意見及び決定理由書」は、右下の欄に記載しております受付番号5001番からとなります。

ご準備よろしいでしょうか。

それでは、申請土地の表示、登記地目、転用面積、転用目的、権利の移動事由の順で申し上げます。

番号1番、川部町、畑422.00㎡、一般住宅、使用貸借権の設定です。

番号2番、好間町中好間、田及び畑、計1,227.00㎡、コンクリート二次製品置き場・従業員駐車場、賃借権の設定です。

番号3番、渡辺町上釜戸、田、計1,621.86㎡、常磐道耐震補強工事用地としての一時転用、賃借権の設定です。

なお、委員の皆様のご多大なるお力添えにより、いわき市において、地域計画の公告(策定)が先月までに全て完了いたしました。

地域計画内の農地については、農用地区域からの除外や農地転用許可には、あらかじめいわき市による地域計画の変更(除外)手続きが必要となります。

今月の5条許可申請案件のうち、番号3番が地域計画内の農地に該当する旨市農業政策課に確認しておりますが、一時転用であることから、地域計画の変更は不要となりますので、申し添えます。

以上3件につきまして、申請内容を精査した結果、申請箇所全てが農地

事務局 (櫛田主査)	<p>転用許可基準である「立地基準」及び「一般基準」を適正に満たしており ます。</p> <p>説明は、以上です。</p>
議長 (蛭田会長)	<p>只今、議案第3号について、事務局より説明がありました。</p> <p>ここで、現地調査時の意見の報告を、担当委員よりお願いいたします。</p>
18番 松崎委員	<p>番号1番から番号2番について、現地を調査した結果、特段、問題はあり ませんでした。</p> <p>報告は、以上です。</p>
議長 (蛭田会長)	<p>続いて、事務局よりお願いいたします。</p>
事務局 (櫛田主査)	<p>番号3番について、一時転用案件であることから、事務局で現地を調査 した結果、特段、問題はありませんでした。</p> <p>報告は、以上です。</p>
議長 (蛭田会長)	<p>只今の報告では、特に問題ないと判断されるとのことでした。</p> <p>これについて、委員の皆様から、何かご意見・ご質問はございますか。</p>
	<p style="text-align: center;">【意見・質問なし】</p> <p>ご質問がないようですので、お諮りいたします。</p> <p>議案第3号について、原案のとおり可決することに、ご異議ございませ んか。</p>
	<p style="text-align: center;">【「異議なし」の声あり】</p> <p>ご異議なしと認め、議案第3号「農地法第5条第1項の規定による許可 申請について」は、原案のとおり可決いたします。</p> <p>次に、議案第4号「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項 の規定による農用地利用集積等促進計画(案)に対する意見について」審議 いたしますが、冒頭でのご説明のとおり、議事参与の制限に議席番号24番 藁谷昭夫委員が該当しております。</p> <p>藁谷委員については、一時退出をお願いいたします。</p>
	<p style="text-align: center;">【藁谷委員、一時退出】</p> <p>それでは、事務局の説明を求めます。</p>
事務局 (鯨岡係長)	<p>議案書の6ページをお開き願います。</p> <p style="text-align: center;">【議案第4号を朗読し、審議事項を説明】</p>
	<p>なお、詳細については、担当者が説明いたします。</p>
事務局 (鈴木主査)	<p>それでは、議案第4号について説明いたします。</p> <p>議案説明書の10ページをお開き下さい。</p>
	<p>議案第4号は、令和5年4月より基盤強化促進法の一部が改正されたこ</p>

事務局
(鈴木主査)

とから、農地中間管理事業の推進に関する法律(第19条第3項の規定)により、市が農業委員会に対し意見を求めるものです。

次のページをご覧ください。

公益財団法人福島県農業振興公社が、農地中間管理事業により新たに農地中間管理権を取得し、借り受け者に転貸する事案です。

実施地区は、平、四倉、小川、三和地区、借り手34名、対象筆数、田62筆、畑14筆、面積は、田73,709.76㎡、畑6,318.00㎡となります。

なお、貸付相手方の要件については、満たしています。

説明は、以上です。

議長
(蛭田会長)

只今、議案第4号について、事務局より説明がありました。

当該計画(案)に対するご意見のある方は、ご発言をお願いいたします。

【意見なし】

ご意見がないようでありますので、お諮りいたします。

議案第4号について、意見なしとすることに、ご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

ご異議なしと認め、議案第4号「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画(案)に対する意見について」は、「農業委員会の意見はなし」といたします。

それでは、藁谷委員、入室願います。

【藁谷委員、入室】

ここで、議案第5号に入る前に、10分間の休憩を取ります。

午後2時10分まで休憩とします。

【10分間休憩】

全員お揃いですので、議事を再開いたします。

次に、議案第5号「非農地の判断について」、事務局の説明を求めます。

事務局
(鯨岡係長)

議案書の7ページをお開き願います。

【議案第5号を朗読し、審議事項を説明】

なお、詳細については、担当者が説明いたします。

事務局
(坂本主査)

お配りしております資料1をお開き願います。

番号1番から5番については、利用状況調査の結果、長年耕作がされておらず、既に山林化している農地について非農地判断を行うものです。

当該地は、国土調査未了地であり、現地の確認は困難ではありますが、周辺が山林化しているとして、遠野・田人地区審議会の委員及び当該土地の所有者により確認をしております。

今般、非農地判断することについて、地権者等の意向確認も行い、その判断をお諮りするものです。

4月分は、田8筆1,414㎡、畑7筆1,329㎡、合計15筆2,743㎡です。

現地の様子については、前面のモニターに投影させて頂きます。

説明は、以上です。

事務局
(坂本主査)

【現地の様子をモニターに投影】

議長
(蛭田会長)

只今、議案第5号について、事務局より説明がありました。
ここで、現地調査時の意見の報告を、担当委員よりお願いいたします。

19番
生田目委員

番号1番から5番について、遠野・田人地区審議会の永瀬雅則委員と一緒に、現地を確認しました。

また、折笠孝男委員には、現地の状況を情報共有しました。

現地は、長年に渡り耕作されておらず、既に山林の様相を呈している状況であります。

非農地化することに関しては、特段、問題ありません。

報告は、以上です。

議長
(蛭田会長)

只今の報告では、「特に問題ないとされる」とのことでした。

これについて、委員の皆様から、何かご意見・ご質問はございますか。

【意見・質問なし】

ご質問がないようでありますので、お諮りいたします。

議案第5号について、原案のとおり可決することに、ご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

ご異議なしと認め、議案第5号「非農地の判断について」は、原案のとおり可決いたします。

次に、報告に入ります。

報告第1号から第4号まで、一括して事務局の説明を求めます。

事務局
(蛭田係長)

議案書の8ページをお開き願います。

【報告第1号を朗読し、報告事項(農地法第3条の3第1項の規定による届出について)を説明】

議案説明書の23ページから30ページをお開き願います。

今月の報告件数は37件、権利の移動理由は、「相続」が36件、「遺贈」が1件です。

権利の取得面積は、田104,084.22㎡、畑55,278.41㎡、合計159,362.63㎡です。

以上、事務局長が専決処分しましたので報告いたします。

続きまして、議案書の9ページをお開き願います。

【報告第2号を朗読し、報告事項(農地法第4条第1項第7号の規定による届出について)を説明】

議案説明書の31ページから32ページをお開き願います。

今月の報告件数は3件、転用面積は、田740㎡、畑198㎡、合計938㎡です。

以上、事務局長が専決処分しましたので報告いたします。

事務局
(蛭田係長)

続きまして、議案書の10ページをお開き願います。

【報告第3号を朗読し、報告事項(農地法第5条第1項第6号の規定による届出について)を説明】

議案説明書の33ページから37ページをお開き願います。

今月の報告件数は15件、転用面積は、田12,795㎡、畑1,544㎡、合計14,339㎡です。

以上、事務局長が専決処分しましたので報告いたします。

続きまして、議案書の11ページをお開き願います。

【報告第4号を朗読し、報告事項(農地法第18条第6項の規定による通知について)を説明】

議案説明書の39ページから41ページをお開き願います。

今月の報告件数は8件、面積は、田22,577㎡、畑703㎡、合計23,280㎡です。

以上、合意解約通知がありましたので報告いたします。

報告は、以上です。

4番
木幡委員

1点確認させて下さい。

報告第3号、番号15番について、仮換地の関係により、このような表記になるのかと思いますが、譲渡人が個人、譲受人が法人であるのに対し、転用目的が「個人住宅」となっております。

転用目的が「販売用の土地」などであればピンと来るのですが、「個人住宅」で良いのか教えて下さい。

事務局
(蛭田係長)

譲受人である法人が「個人住宅」を建てる土地になりますので、届出上、問題ございません。

4番
木幡委員

届出上、こういった表記なのですね。

わかりました。

ありがとうございました。

議長
(蛭田会長)

以上、事務局説明のとおり、ご承知おき願います。

次に、協議事項「令和7年度の最適化活動の目標について」、事務局の説明を求めます。

事務局
(阿部主任)

お配りしております資料2をお開き願います。

最適化活動の目標については、令和7年3月28日の第11回総会において、暫定値での議決を頂いたところです。

今般、3月末時点での数値が出揃いましたので、数値を訂正したものを説明させていただきます。

資料の2ページをお開き下さい。

(1)農地の集積についてです。

令和7年3月末の本市の集積面積が、2,305haと示されました。

事務局
(阿部主任)

農地面積は、令和6年度末時点の耕地及び作付面積統計により7,170haとなることから、集積率は32.1%となります。

令和11年度末に集積率68%を目標とすることから、集積面積目標は4,875haとなり、5か年で平準化を図ると、単年度目標は514haとなります。
3ページをお開き願います。

(2)遊休農地の解消についてです。

1号遊休農地の緑区分の解消目標は、令和3年度末の面積を5か年で解消する目標であることから、62.6haで訂正はありません。

令和6年度中に発生した新規の1号遊休農地の緑区分の面積は135.3haでありましたので、新規に発生した遊休農地の令和7年度中の解消目標は、135.3haとなります。

(3)新規参入の促進については、数値の訂正はありません。

4ページの活動日数目標についても、数値の訂正はありません。

5ページから7ページについては、経営局長通知及び課長通知による公表様式になります。

このうち、5ページの2農家・農地等の概要における経営体数については、認定農業者が244経営体、以下記載のとおりとなっております。

また、7ページの(3)新規参入の促進における①現状及び課題の令和6年度新規参入者数については、19経営体、5.3haで確定しております。

以上が、3月に説明した内容の訂正になります。

経営局長通知により、福島県農業会議の確認の後、4月末までに市ホームページにおいて公表します。

また、各地区審議会においても、推進委員の皆様にも併せて説明をさせて頂きます。

最適化活動の推進に向けて、よろしく申し上げます。

説明は、以上です。

議長
(蛭田会長)

只今、事務局より説明がありました。

これについて、委員の皆様から、何かご意見・ご質問はございますか。

【意見・質問なし】

ご質問がないようですので、お諮りいたします。

「令和7年度の最適化活動の目標について」、事務局説明のとおり承認することに、ご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

ご異議なしと認め、「令和7年度の最適化活動の目標について」は、事務局説明のとおり承認いたします。

次に、その他に入ります。

始めに、事務局より何かございますか。

事務局
(佐藤係長)

資料3「その他(1): 令和7年度農業委員会事務局事務分掌について」
⇒ 上記資料により、新年度の主な変更点を説明した。

事務局 (渡邊主査)	資料4「その他(2)：令和6年度後期農業者年金加入推進活動について」 ⇒ 上記資料により、後期の活動実績を報告した。
事務局 (佐藤係長)	資料5「その他(3)：各種積立金に係る振込先口座の名義変更について」 ⇒ 上記資料により、人事異動に伴う口座名義の変更などについて、周知した。
8番 古市委員	4月中に納付する場合には、これまでの口座名義で納付すれば良いのでしょうか。
事務局 (佐藤係長)	4月中の納付については、従来の口座名義人である「赤津剛士」名義にて、納付願います。
1番 鈴木(幸) 委員	5月以降も、口座番号などは同じでしょうか。
事務局 (鹿内主査)	口座番号などに、変更はございません。 変更するのは、口座名義人のみです。
	4月末までは「赤津剛士」名義で納付し、5月17日以降は「佐藤公威」名義で納付して下さい。
	なお、5月1日から16日までの期間は、口座名義の変更手続きのため、納付を控えて下さるよう併せてお願いします。
議長 (蛭田会長)	そのほか、事務局より何かございますか。 【特になし】
	では、委員の皆様から何かございますか。 【特になし】
	特にないようですので、ここで、私から皆様に報告があります。
	令和8年農作業労働賃金標準額の策定に係り、現在、アンケートを実施中ですが、広く意見を聴取する観点から、JA福島さくらに協力頂き、いわき地区農青連に属する農業者の方々にも、アンケートを実施することといたしました。
	これは、4月17日に開催した第10回役員会において、決定した内容となりますので、皆様ご承知おき下さるようお願いいたします。
	それでは、以上を持ちまして、いわき市農業委員会第12回総会を閉会いたします。
	ご協力、ありがとうございました。

4 議案・報告の内容及び審議結果

(1) 議案

番号	名称	審議結果
第1号	農地法第3条第1項の規定による許可申請について	原案のとおり可決 (※番号1番は取り げ)
第2号	農地法第4条第1項の規定による許可申請について	原案のとおり可決
第3号	農地法第5条第1項の規定による許可申請について	原案のとおり可決
第4号	農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画(案)に対する意見について	「意見なし」にて 可決
第5号	非農地の判断について	原案のとおり可決

(2) 報告

番号	名称
第1号	農地法第3条の3第1項の規定による届出について
第2号	農地法第4条第1項第7号の規定による届出について
第3号	農地法第5条第1項第6号の規定による届出について
第4号	農地法第18条第6項の規定による通知について

5 農業委員会等に関する法律第31条に規定する議事参与の制限に該当した委員

24 藁谷 昭夫

6 本総会の閉会時刻

午後2時35分

7 本総会の議事録署名人に指名された委員

7 田子 耕一

8 古市 邦男